

「福岡市動物の愛護と管理推進協議会」平成26年度第1回協議会議事録(抄録)

- 1 日時：平成26年5月27日(水) 15時00分～17時20分
- 2 場所：福岡市役所本庁舎15階 1505会議室
- 3 出席者(氏名の50音順)
 - (1) 学識経験者
 - ① 佐々木委員(筑紫女学園大学短期大学部 教授)・・・会長
 - (2) 動物愛護に関する法人等
 - ① 東田委員(一般社団法人福岡市獣医師会 会長理事)・・・副会長
 - ② 波多江委員(社団法人日本愛玩動物協会 福岡県支部 副支部長)
 - ③ 森田委員(一般社団法人九州動物福祉協会 相談員)
 - (3) 動物愛護団体等
 - ① 松崎委員(NPO 法人犬文化創造ネットワーク 理事)
 - ② 恵良委員(福岡動物里親の会)
 - ② 木本委員(TNR-博多ねこ 代表)
 - (4) ペット業界関係者
 - ① 山口委員(ビッグママプロジェクト 代表)
 - (5) 行政関係者
 - ① 古野委員(福岡市保健福祉局生活衛生部長)

欠席委員

村上委員(福岡 ECO 動物海洋専門学校 学科長)

武田委員(福岡市教育委員会指導部学校指導課 主任指導主事)

1 挨拶

福岡市保健福祉局生活衛生部長挨拶

2 「福岡市動物の愛護と管理推進協議会設置要綱」の廃止策定について

事務局

本協議会の設置要綱について、委員の構成を明記するとともに、委員の任期を2年とした。

3 委員の紹介

各委員挨拶

4 会長，副会長選出

事務局案を提出し，会長に佐々木委員，副会長に東田委員を選出。

5 議 事 「福岡市動物愛護推進実施計画」の見直しについて

事務局

1 見直しの趣旨

(1) 動愛法改正等の概要

「福岡市動物愛護推進実施計画」を平成21年4月に策定し，10年計画で実施してきたが，5年経過し，見直しの時期が来た。また，平成24年に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され，平成25年に「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」並びに「福岡県動物愛護推進計画」の見直しがあり，それらを踏まえた形での見直しが必要となった。

国の基本指針の中で，犬及び猫の引取り数を平成16年度比75%減を目指すこととされ，県計画においても，この数値目標が掲げられており，見直しの柱の一つとなっている。

2 見直し作業の基本的な考え方

犬や猫の収容頭数や殺処分頭数などは計画策定時から大幅に減っており，現計画の趣旨や計画方向性は概ね間違っていないと考えている。そのため，実施計画の基本的な構成については，現計画を踏襲したい。

本日の会議で，現計画の1章から6章をふり返り，7章以降の具体的な施策については，次回以降，2回にわたって議論していきたいと考えている。

会議日程については，第2回目を7月の前半から半ば，第3回目を9月中旬，第4回目を10月下旬としたい。12月議会に報告のうえ，1月中にパブリックコメントを行い，来年の2月に最終的な案を固め，平成27度から実施という流れで考えている。

会 長

今までのところで何か質問や確認したいところはないか。

なければ，次の各施策の進捗状況と現状について説明願いたい。

事務局

3 各施策の進捗状況と現状

動物愛護推進実施計画の中で、107の取り組みが、具体的施策ということで盛り込まれており、大きく動物愛護業務と動物管理業務という2つのグループに分けられている。動物愛護業務はこの5年間の間で施策は進んでいるが、動物管理業務については未着手のものが少し多いという傾向がある。

各施策の進捗状況の振り返り、検討は次回会議から行いたい。

会長

今回は施策の未着手の部分や残す部分、今後充実が必要な部分について議論しなければいけない。実質的議論は次回から行う。

委員

施策として終了したものでも、その次のステップということで、新たな項目というのが出てくる可能性もあると思う。

具体的施策として6項目あるが、もう一步10年先に向けて、施策の充実として何かあれば、加えてもいいのではないかと。あまりこだわらず、具体的な施策以外にも項目ごとに何かあれば、議論していければと考えている。

会長

今、10年後というお話があったが、現在の10年計画の中で、後半の5年間を議論するというわけではなくて、今から10年間を議論するという形になるのか。

事務局

国の指針等が10年というスパンで考えられていることから、それに合わせたほうがいいと事務局として思っている。現計画の10年の中で、5年終わったところでの残り5年というよりは、これまでの5年間を踏まえ、さらに10年先まで見越した計画にしたいと思っている。ここは議論いただきたい。

委員

国の指針に沿って計画を見直すという考え方で良いと思うが、福岡市の中の動物愛護管理のセクションだけでできる部分と、行政内の横のつながりが必要な部分が

あると考える。数値目標を達成するため、横のつながりが必要となるような提案も出てくると思う。

委員

計画は市として作るので、動物愛護管理所管の生活衛生部だけにとどまらない部分が出てくるかと思う。その部分については、すぐはならないかもしれないが、方向性やどのような問題があるというのを明らかにしておきたいと考えている。生活衛生部だけで決めてもそれが施策には反映されないので、そこは責任あるセクションと協議し議論をしなければならない。

会長

畜産動物や実験動物の対応もぎろんとしてある。これらの関連部署との連携が必要であろうし、猫の餌やり問題は福祉との連携が出てくるであろうから、「連携」についても問題提起して、「まちづくり」という広い観点から提案していったほうがいいと思う。委員として、いろいろな立場の方がおられるので、多角的な面からのご意見いただければと思う。

事務局

4 新計画の内容について

・1章 計画策定の趣旨

国の法律や指針、県の計画が既に改定されているため、現計画の見直しを行い、新たな計画を立てる方向で修正をしていきたい。

・第2章 動物行政の現状と課題

犬の登録と狂犬病予防注射の実施状況は進んでおらず、むしろ注射の実施率などは低下傾向である。

犬猫の収容状況は現計画策定後も減少しており、犬の平成25年度の数は257頭となっている。犬の飼い主からの引取り頭数が21年から22年で大きく減っているのは、引取りを21年の半ばから有料化し、また、引取り時の飼い主に対する説得をさらに踏み込んだ形ですようにした結果だと考えている。

猫についても19年度2,856頭だったものが25年度では580頭まで減っている。これも引取りの有料化とともに、市民からの依頼により行っていた個別回収を止めたことも減った要因と考える。

犬猫の措置状況について、犬は返還率が高いが、猫は低い。また、猫の殺処分数が犬に比べて大きく、ほとんどはまだ目の開いてない子猫である。

犬猫に関する苦情・相談と飼い主指導状況については、犬に比べ猫の苦情・相談件数が多い。内容としては、犬では糞の放置、猫では野良猫への給餌行為に対するものが多い。

普及啓発事業として、ホームページ「わんにゃんよかネット」の運営や動動物愛護フェスティバルの開催、幼稚園や小学校でのふれあい教室、家庭犬のしつけ方教室等を実施している。

動物取扱業の登録状況について、施設実数は、増加傾向にある。

特定動物の飼養状況は大きな変化はない。

動物愛護週間行事、動物愛護フェスティバル、わんにゃんよかイベント、情報交換会、犬・猫の譲渡事業を動物愛護団体との共働で行っている。

一般ボランティアの受け入れを平成24年度より実施している。

こういった現状を踏まえ、課題分析を行い、新計画の中に入れていきたい。

会 長

質問等あれば、どうぞ。

委 員

収容状況について、犬と猫の引取り頭数が減ってきているが、平成25年の時点で一番多い引取り理由は何か。

事務局

犬では、飼い主が病気になり、これ以上飼い続けることができないという理由が多く、猫については、これ以上の頭数は飼えないという理由が一番多くなっている。

委 員

これ以上飼えないのに生まれてしまったということか。

事務局

はい。

委 員

これ以上飼えないという理由で引取りを依頼する飼い主への対策も必要である。

会 長

第2章第1にある現状の8項目は、どのような経緯で選ばれたのか。

事務局

主として取り組んでいくというもので、かつ数字として集められるものかと思う。

会長

現状を把握してない部分はまだあるため、必要な部分については今後提案していく。

委員

現状が分かることによって施策が変わってくるものもあるため、現状の数値など現計画に加えたほうが良いものがあれば、変えていくべきである。

委員

課題を考えていく上では、内容が見えたほうが良い。

事務局

現在あるデータは積極的に入れていくとともに、データがないものについては、データを得る方法を施策の中に入れ、得られたデータを踏まえて次の段階へ進むということも可能であるので、今後議論し、ご意見をいただきたい。

会長

必要な情報は今後、新たに計画に入れていくこともできるし、データを得るように変えていくこともできるということ。やはり分析をしながら、次の施策を考えていくということが大事なため、必要だと思う情報は是非、事務局に提案していただきたい。

委員

狂犬病予防注射に来る飼い主の中に注射はしているが登録をしていない方がいる。その方たちの注射の案内ハガキには、登録番号の欄にXで始まる番号が記載されており、自分たちが見れば未登録ということが分かるが、飼い主はその意味が分かっておらず、注射を打てば登録されるという理解の人が多い。「登録の現状と課題」という項目があるので、注射のみ実施し、未登録の飼い主に対する周知なども必要ではないか。

事務局

9月に「注射済だが未登録」の方に対し、登録の手続きを行うよう案内ハガキを出している。

また、集合注射の時などに、登録するよう個別に指導している。

委員

そのような事例の掘り起こしを行えば、登録数が増えるのではないか。

委員

同様の事例として、ペットショップで子犬を買い、併設のクリニックで狂犬病予防注射を打ってもらい、それで登録は済んでいると思っている例が多々ある。ハガキを出すのであれば、次回注射をする時に必ず登録をしてくださいという文言のものを作ってはどうか。「狂犬病予防注射を打っているので、登録も済んでいるだろう」という人がとても多い。

事務局

動物取扱業の動物取扱責任者研修などで、特に犬の販売業者に対し、犬の登録と狂犬病予防注射について飼い主に必ず説明するよう話をしているが、現状は徹底されてない。

委員

動物取扱業者に対し、口頭だけで依頼しているということか。

事務局

動物取扱業者に対し、飼い主への犬の登録と狂犬病予防注射についての説明を強制することはできない。しかし、法律の遵守事項について飼い主に説明することは、動物取扱業者の社会的責任であるということをお話している。

委員

当団体では、独自に「鑑札は愛情の印ですよ」というポスターを作り、店舗に掲示している。ポスターを見て、飼い犬にきちんと鑑札と済票を両方付けて来られる方もいる。トリミングの最初の時に確認しているが、「注射は全部先生に任せているので、狂犬病予防注射注射は打っているはず」、「多分、注射も登録もしてると思う」

という飼い主が多い。ポスターをペットショップに貼らせるなど、強制的な方法を検討しても良いのではないか。

事務局

飼い主が登録の有無を知らないため、動物病院から登録しているかどうかの問い合わせを受けることがある。

委員

飼い主に説明しても、すぐには登録しない。飼い主目線で案内ハガキを作り直したり、文言を加えたりしてはどうか。

委員

すべての動物病院で登録などができるようになればいいが。

会長

福岡市獣医師会に入っていない病院の場合、登録などはどのように行っているのか。

委員

福岡市獣医師会に加入していない動物病院は、注射済証を飼い主に渡し、飼い主が注射済票の交付手続きをする場合と、その動物病院が手続きの代行をして保健所などに行って、飼い主に渡す場合がある。

先ほど、法的な規制がないというような話があったが、5月20日に静岡で8人ほど書類送検されている。

事務局

先ほど「強制力がない」と申し上げたのは、動物取扱業が顧客に対して登録・注射の説明を行うようにさせることについてである。

委員

狂犬病予防注射の接種率が落ちているということだったが、飼ってる人すべてが登録をしているわけではない。実際の母数が分からない状況での50数%という数値であり、実際は相当低い数値のはずである。この状況を考えた場合、法的な強制力がある程度必要になってくるのではないかと思う。

静岡県がなぜ書類送検したのか、非常に興味がある。

会 長

静岡の事例の詳細について調べ、各委員にも情報提供する。

事務局

調査して、情報提供したい。

委 員

動物取扱業に登録しているペットショップで販売した時には、必ず登録を済ませてから販売することにすれば、飼育頭数がきちんと分かる。登録してから販売しなければならぬという条例にすれば、福岡市内の犬の飼育頭数はある程度実態に近くなる。

事務局

動物愛護管理センターでも、販売業者に対し登録の実施について働きかけをすると同時に、保管業やトリミングといった動物取扱業者にも、顧客が登録をしているかどうかを確認するよう話をしている。

会 長

動物取扱業者に対する認証制度も現計画に入っているので、今の議論についても今後10年後に向けどのような方向性を打ち出していくか、計画の見直しの大きなポイントの一つになる。

委 員

市として、登録・注射の推進のため、強引な方法をとるということは難しいと思う。だからこそ先ほどの静岡の事例は非常に興味深い。狂犬病の予防注射というのは、人のためのものであって、動物のためのものではないので、今から動物との共生ということを考えた場合、動物を飼っていない人たちに理解してもらうためには、非常に大事な部分になってくる。

昨年も台湾で狂犬病が発生したが、国内での反応は乏しく、危機感が薄い。

事務局

・第3章 計画の基本的な考え方

推進計画の目的及び動物行政の方向性については、今までの方向性は大きく間違っていないため、現計画を継承したい。

計画期間は10年で、平成36年度までの間の計画として5年間を目途に見直しを行う。対象地域は福岡市全体とする。

計画の位置付けについては、法律等の改正や福岡市の新基本計画に合わせ、修正する。

・第4章 計画推進の基本的な視点と第5章 計画の推進体制

大きく変化はないことから、現計画を継承したい。

・第6章 目標

現計画において、犬猫の殺処分頭数及び引取り数については、目標を達成しているが、登録・狂犬病予防注射の実施率については未達成である。

また、現計画の中では、犬猫の苦情件数について、指標等には入れていなかったが、今後、従来の目標値と合わせ、新たな指標についても議論いただきたい。

委員

資料の收容後の流れのところで、犬の譲渡頭数の約3分の1を子犬が占め、子犬の殺処分数がゼロであるのに対し、猫は子猫は譲渡割合が少なく、殺処分数が多いのは、子猫の方が手がかかるからか。

事務局

子猫の場合、乳飲み子であることがほとんどである。

会長

收容頭数を減らしていく、例えると蛇口を閉めなければいけない。

事務局

收容数の削減については難しい部分がある。所有者不明の犬猫の引取りは警察から入ってくるケースが多い。警察に遺失物として届けられた犬猫について、遺失物として扱わないということで引取りをセンターに求められ、引き取るというケースが非常に多い。しかし、警察からの引取り依頼を拒否することはできない。

引取りのうち、どのくらいが警察から引き取られたかという数字も、次回会議までには出したい。

事務局

国の指針では、センターに收容されること自体が問題ということで、引取り数の目標値を平成16年度比75%減としている。そういうことを考えると、飼い主不明の犬猫の引取りに関する対策は必要であると思う。警察から来るから仕方ないではなく、警察に来るまでの対策を打っていかないといけない。

委員

飼い主不明の犬猫の引取りには、季節的なものもあるのではないかと。飼い主が適切に飼育していても、パニックになって脱走することは、年間通してみるとある。そのようなデータも見せていただきたい。

委員

実施計画の第3章の2番の「本市動物行政の方向性」の部分で、連携をとる団体に、動物行政以外の、例えば福祉関係の生活保護を担当している部署や環境関係の部署など、全部が関連しているということを、もう少し明確にしてほしい。

会長

警察との連携をどうしていくかというのも大きなことになってくるのではないかと。

委員

法律の専門家から意見をいただければ、飼い主に対してのアドバイスとして活用できる。自分が病気になるので管理センターに連れて行かなければならないということにならないで済む。現在、実際にその相談が非常に多い。

会長

そういった具体的事例も含めて、次回から議論を広げていきたい。
他に何もなければ、本日の協議会はこれで終了する